



埼玉県

お知らせ

令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事の競争入札から「入札金額見積内訳書」の取扱いが変わります。

赤字が今回変更箇所

別添1（建設工事用記載例）

「必ず記入」とした欄の記入漏れ（行の削除等を含む）は、無効です。

入札金額見積内訳書

工事名				左欄は必ず記入
工事場所				左欄は必ず記入
入札参加者	所在地			左欄は必ず記入
	名称・商号			
	代表者名			
入札額の内訳				
直接工事費	費目	数量単位	金額（円）	
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式		左欄は必ず記入
	計（A）			0 自動計算
	うち材料費	1 式		
	うち労務費	1 式		
	間接工事費	共通仮設費	1 式	
現場管理費		1 式		左欄は必ず記入
うち法定福利費の事業主負担額		1 式		
うち建退共制度の掛け金		1 式		
計（B）			0 自動計算	
工事原価（C=A+B）			0 自動計算	
一般管理費等（D）		1 式		左欄は必ず記入
工事価格（E=C+D）				左欄は必ず記入
うち安全衛生経費		1 式		
入札額（埼玉県電子入札共同システムへの入力金額）				左欄は必ず記入

記載内容の誤りや記入漏れは原則無効です。（※）

直接工事費計が官積算の97%未満の場合は「建設Gメン」に通報する場合があります。

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。

工事価格と入札額が異なる場合は原則無効です。（※）
入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行います。

埼玉県電子入札共同システムに入力した入札額と異なる場合は無効です。

※無効にならない場合もあります。

注1 入札参加者は、「入札要綱」に記載されている事項に必ず準拠して入札を行うこととする。
注2 上記の入札額と入札金額が異なる場合は、入札金額が優先となる。
注3 「左欄は必ず記入」とある欄は、必ず記入することとする。

詳細は入札課HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html> をご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723，2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP



建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い

1 内訳書の目的

入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）は、談合その他の不正行為の排除、ダンピング受注（その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）の防止、などを目的として、入札参加者に提出を求め、発注者がその内容の確認等を行うための資料である。

2 対象案件

入札参加者に入札書の提出（初度入札の入札書提出時に限る。以下同じ。）と同時に内訳書の提出を求める入札は、次に該当する競争入札とする。

- （１）建設工事
- （２）土木施設維持管理業務委託
- （３）設計額が500万円以上の建設工事に係る業務委託
- （４）上記（１）から（３）以外の入札において発注者が内訳書の提出を必要と認めた入札

3 入札参加者への周知

入札公告又は指名通知に次のとおり記載して、入札参加者に内訳書の提出を周知する。

「入札参加者は、発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。」

なお、建設工事の場合は、下記の内容を追記すること。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア）理由の確認方法：書面（様式１）。

イ）その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

4 入札参加者に提示する内訳書

- （１）発注者は、入札参加者が記入すべき項目を表記した内訳書を入札参加者に提示する。

なお、建設工事の場合は、別添１（工事用）を参考に、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生費を内訳書に追加すること。

- （２）発注者は、入札参加者に必ず記入してもらう項目の欄を「必ず記入」と表示する。

ただし、建設工事の場合、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生費については、当面の間、「必ず記入」とはしない。

- （３）低入札価格調査制度実施要領を適用する入札においては、数値的判断基準の対象金額（工事の場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を「必ず記入」とすること。

- （４）入札参加者に提示する内訳書は、別添１（工事用）及び別添２（委託用）を標準とする。

- （５）建設工事に係る業務委託において、設計業務と測量業務等、異なる業務を一つの業務として発注する場合、内訳書は全ての業務内容について記載するものとする。（様式は別添２（委託用）を業務内容に合わせて加工する。）

- (6) 発注者が積算の参考のために内訳書の明細等を入札参加者に求めている場合があるが、内訳書以外のこれらの資料はこの取扱いの対象外とする。

5 内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出

次に該当する場合は「内訳書の未提出」とし、各入札執行要綱等に規定する「公告又は指名通知に示す事項に反した入札」に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合
- (4) 内訳書に記入された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記入された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 上記（1）から（5）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

6 「不備な内訳書」

次に該当する内訳書は「不備な内訳書」とし、各入札執行要綱等に規定する「不備な見積金額内訳書を提出した者がした入札」に該当するものとして、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

- (1) 他社の内訳書と一緒に提出された内訳書
- (2) 内訳書の内容が異なる複数の内訳書
- (3) 入札額だけが記入された内訳書
- (4) 発注者が「必ず記入」とした欄に記入がない内訳書
- (5) 内訳書の入札額が埼玉県電子入札共同システムに入力された入札額と異なる内訳書
- (6) 内訳書の合計金額（工事価格）が入札額と異なる内訳書

ただし、内訳書の工事価格と内訳書の入札額の差異が積算基準書等の端数処理の範囲内であると認められる場合、又は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が入札額と一致する場合はこの限りでない。

- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が、内訳書の工事価格及び内訳書の入札額のいずれにも一致しない内訳書
- (8) 工事名に誤りがある、又は記入がない内訳書

ただし、直接工事費の内訳（工種名）等から、当該入札の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。

- (9) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に誤りがある、又は記入がない内訳書

ただし、入札参加者の所在地に誤りがある、又は記入がない場合であっても、名称・商号、代表者名等から当該内訳書が入札書を提出した者の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。

- (10) 上記（1）から（9）以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

7 「不備な内訳書」等の扱いの留意点

- (1) 6(6)のただし書きに該当する内訳書であって、入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行う。
- (2) 発注者が指定した様式以外の書式で内訳書が提出された場合は、上記5又は上記6にこのことが含まれていないことに留意し、そのことのみでは無効にしない。

8 発注者の内訳書の確認

- (1) 内訳書の確認は、入札締切通知書の発行以後に行うものとする。
- (2) 発注者は、開札前に内訳書の内容に不備がないことや他の入札参加者のものと類似性や規則性がないかを確認する。
- (3) 談合その他の不正行為を疑わせる内訳書の提出があった場合は、埼玉県談合情報対応要領に基づき適切な対応を行う。
- (4) 建設工事の場合、落札候補者から提出された内訳書の確認等については、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき実施するものとする（別添の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」抜粋を参照）。

9 その他

- (1) 各入札執行要綱等の規定により入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (2) 委託の内訳書に関する取扱いについては、「工事名」を「委託名」と読み替えるなど適時読み替えて適用する。

- 「各入札執行要綱等」とは次の要綱をいう。
- ・ 埼玉県建設工事請負等指名競争入札執行要綱
 - ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱
 - ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札(事後審査型)執行要綱
 - ・ 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱
 - ・ 埼玉県業務委託指名競争入札執行要綱
 - ・ 埼玉県業務委託一般競争入札執行要綱
 - ・ 埼玉県業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱
 - ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱(※廃止要綱)

附 則

- 1 この取扱いは、平成26年10月1日以降に公告又は指名通知等を行う入札から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和5年2月1日以降に開札する競争入札から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和5年4月1日以降に開札する競争入札から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」抜粋

1 ガイドラインの概要、目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）第12 条及び第13 条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

発注者は、入札金額の内訳の記載内容を確認し、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。

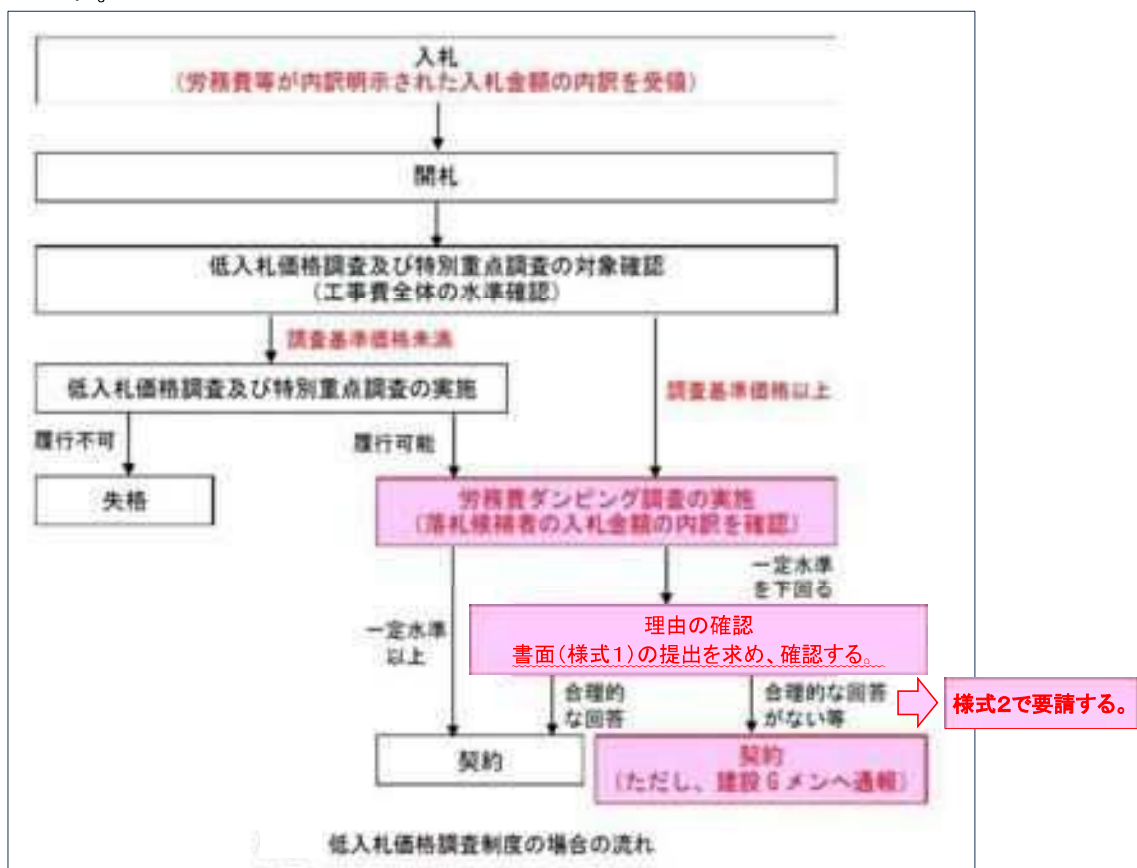
2 低入札価格調査制度の場合

現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、「労務費ダンピング調査」を実施するものである。

「労務費ダンピング調査」では、提出された入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設業法40条の4に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）への通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、「6 建設Gメン通報」を参照。

また、低入札価格調査を実施した業者についても、建設Gメンへの通報を行うことが望ましい。



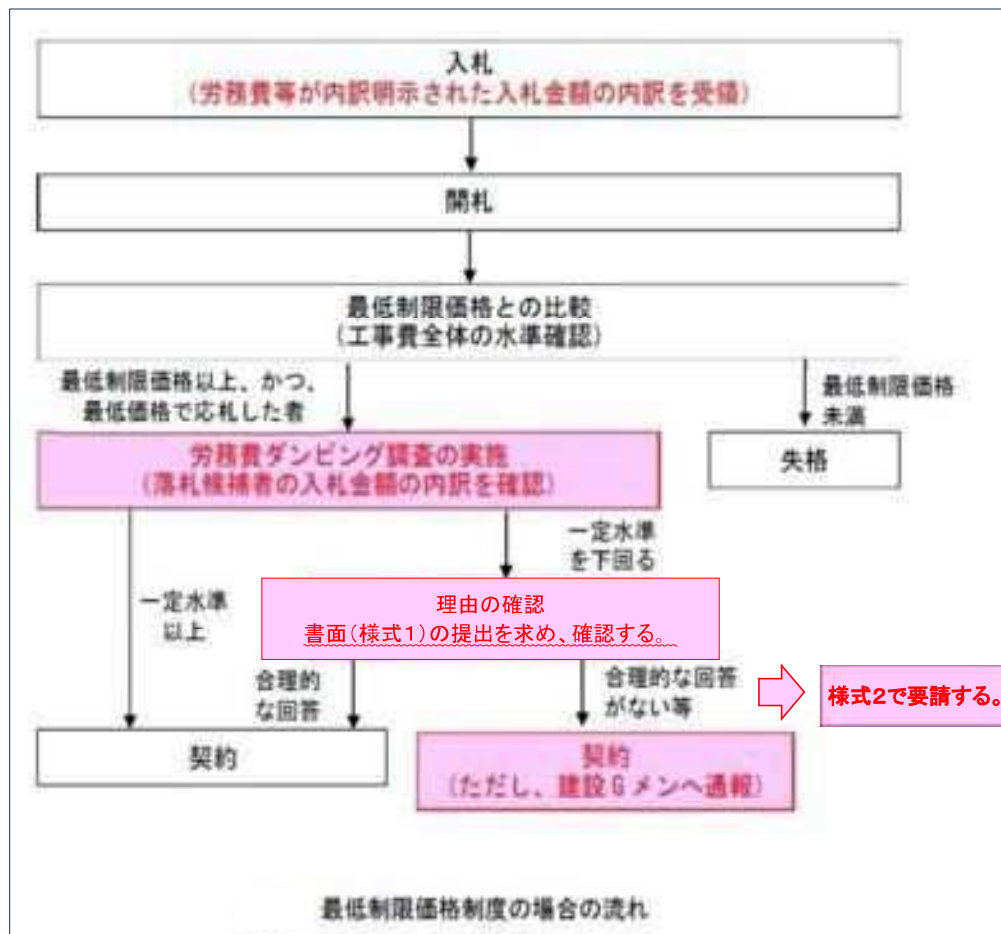
※「」は、埼玉県の取扱い。

3 最低制限価格制度の場合

落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

「労務費ダンピング調査」では、提出された入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には書面（様式1）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設Gメンへの通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、「6 建設Gメン通報」を参照。



※「 _____ 」は、埼玉県の取扱い。

4 「一定水準」について

「労務費ダンピング調査」では、落札候補者が提出した入札金額見積内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行うことから、「一定水準」の設定が重要となる。この「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

一定水準 = 当該工事の直接工事費の官積算額 × 係数

5 理由の確認

(1) 確認する内容（例）

- ・入札金額見積内訳書の作成では「労務費に関する基準（以下「労務費の基準」という。）」（又は公共工事設計労務単価）を踏まえているか？

- ・適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）は、最新の値か？
- ・また、適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）の職種・工種・地域に発注者の想定と齟齬はないか？

（２）想定される合理的ではない回答（例）

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。等

（３）合理的な回答が得られなかった場合の対応

発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」、「適正な賃金を支払わなければならない」旨についての注意喚起・警告を原則として書面（様式２）で行った上で、建設Ｇメンへ通報する。通報先及び通報内容は、「６ 建設Ｇメン通報」を参照。

なお、理由の回答を拒んだ場合には、当該者の入札は入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書等において明らかにしておくこと。

６ 建設Ｇメン通報

（１）通報先

発注者は「労務費ダンピング調査」の結果、建設Ｇメンへの通報を行う対象となった場合及び建設Ｇメンへの通報が必要であると認められた場合、「入札契約適正化相談窓口」を経由した建設Ｇメンへの通報を原則とするが、建設業法違反に関する通報を受け付ける「駆け込みホットライン」への通報も可能である。

「入札契約適正化相談窓口」の連絡先

- ・関東地方整備局 048-601-3151（6695） ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

（２）通報内容

建設Ｇメンへの通報は、原則として電子メールによるものとし、主な通報内容の一例は、以下のとおりとする。また、下記以外の内容で、建設Ｇメンから提供依頼があった場合は、必要に応じて協力すること。ただし、金入設計書や落札者の内訳書等については、各発注者にて提供の可否を判断すること。

＜通報内容の一例＞

- ・通報者（発注機関名、担当部局名、担当者の氏名、連絡先）
- ・該当する入札参加者の商号又は名称
- ・主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名
- ・建設業の許可番号
- ・該当する工事名
- ・入札日
- ・応札率
- ・入札参加者の見積りによる工事の施工に要する費用（税込み）
- ・理由の確認の結果
- ・公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
- ・労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方
- ・金入設計書
- ・落札者提出の内訳書

様式 1

令和 年 月 日

(発注者)

●●●● 様

(落札候補者)

住所

商号又は名称

代表者 氏名

理 由 書

□□□□工事について、当該直接工事費（労務費）が一定水準を下回った理由は、以下のとおりです。

様式 2

□□第 号
令和 年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 社長 〇〇〇〇 様

(発注者)

●●●●長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「□□工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては、合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

資本関係又は人的関係のある者同士の同一入札への参加を制限する取扱い

資本関係又は人的関係確認書(記入例)

工 事 名		〇〇工事その1				左欄は入札参加者が必ず記入する。	
判断 期間	入札公告日	平成〇〇年〇〇月〇〇日					
	入札書の提出期間の末日	平成〇〇年〇〇月〇〇日					
該当 名簿	埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿	名簿の種類	県内・県外業者		許可業種	格付	左欄は発注者が記入する。
			県内	県外			
		建設工事	○		土木工事業		

入札参加者 又は 落札候補者	所 在 地	〇〇市〇〇1-2-3		左欄は入札参加者が必ず記入する。
	ふりがな	まるまるけんせつ		
	名称・商号	(株)〇〇建設		
	代表者名	〇〇 〇〇		

当社は上記の判断期間に有効な上記の該当名簿(県内業者・県外業者、許可業種及び格付を含む)に登載された者のなかに、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」で同族企業同士と扱いを受ける者の有無は下記のとおり相違ありません。

- 1 上記名簿の登載者のうち当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社の あり なし
※ 「あり」に○を付けた者は下記の2、3又は4にその内容を記載すること。

- 2 資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社(当社以外)

当社との関係	名称・商号	所 在 地	代表者名
当社の親会社	(株)□□□□	□□市□□1-2-3	□□ □□
親会社が同じ子会社	(株)××××	××市××1-2-3	×× ××

- 3 人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社(当社以外)

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏 名	名称・商号	所 在 地	役職
取締役	△△ △△	(株)△△△△	△△市△△1-2-3	取締役

- 4 組合とその構成員の関係で当社又は当組合と「同族企業同士」と扱いを受ける会社または組合(当社

当社または組合との関係	名称・商号	所 在 地	代表者名
組合	○×協同組合	□□市□□1-2-3	□□ □□
構成員	□□□(株)	××市××1-2-3	×× ××

注意事項

- 上記2、3又は4の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
- この申出書の記入事項に虚偽があった場合には、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止等の措置
- 入札参加者が共同企業体の場合、この申出書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。

資本関係又は人的関係のある者同士の同一入札への参加を制限する取扱い

- 4 該当名簿の切り替え時に上記の判断期間に新旧の名簿が存在する場合には新名簿を適用する。ただしこの確認書を提出する時点で
新名簿が公表されていない場合、この確認書に記載する同族企業扱いを受ける者は見込みで記載すること。
その後、契約日までに新名簿が公表された場合で見込みで提出した確認書の内容と違う場合は、直ちに発注課所に訂正した確認書を提出すること。なお訂正された確認書で同族企業同士が当該入札に参加していた場合、落札者決定後でも契約を締結しな

入札参加資格者の皆様へ

電子証明書記載事項が変更されたら

代表者等※の変更が発生した場合は、
前代表者等の電子証明書は、絶対に使用しないでください。

- ※ 電子証明書記載事項
- 名義人氏名：「埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿」「物品等競争入札参加資格者名簿」の代表者又は代理人(契約者)
 - 名義人所属の会社名：登記している場合
 - 名義人所属の会社本店住所：登記している場合
 - 名義人住民票記載住所：電子証明書に記載のある場合

上記内容が変更されると、その内容の電子証明書は失効します。

- ・前代表者名義等の電子証明書(旧電子証明書)を使用した入札は無効。
- ・旧電子証明書を使用して入札を行った者は、入札参加停止等の措置を受けることがあります。

直ちに変更に伴う手続きを開始してください。

- A 「競争入札参加申請等受付システム」で入札参加資格者名簿の内容について変更申請
B 電子証明書の手続： 1) 旧電子証明書の失効手続
2) 新代表者名義等の電子証明書(新電子証明書)の取得・利用者登録

Aが整えば

承認を得た上で、紙入札で入札参加できます。

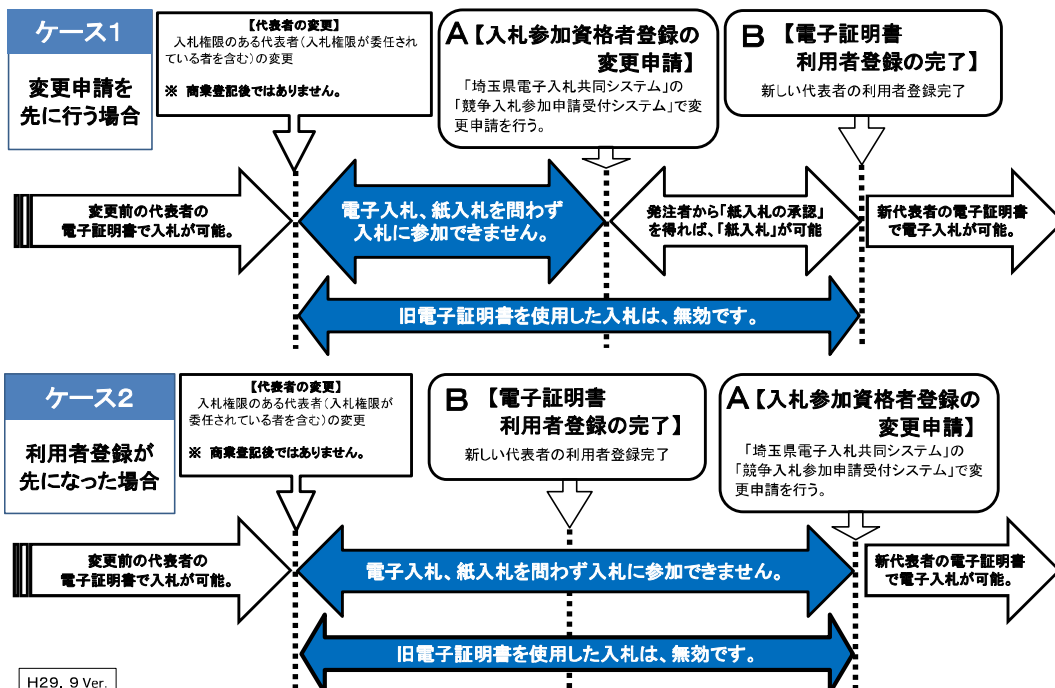
- ・受付システムが「受付済」となり、発注者から「紙入札の承認」を得た後は、新代表者等による紙入札が可能

A、Bが整えば

新電子証明書で入札参加できます。

- ・「受付済」、新電子証明書の取得、利用者登録完了後は、新電子証明書による電子入札が可能

旧電子証明書を使用した無効な入札(例)



(お 願 い)

電子入札共同システムにおける 電子ファイルの制限について

平成29年6月26日（月）から

埼玉県電子入札共同システムにおける全ての電子ファイル（入札金額見積内訳書 等）については、セキュリティ向上の観点から、次の拡張子以外は利用できなくなります。御理解と御協力をお願いします。

提出できる電子ファイルは、次の拡張子のものだけです。

「.docx」（Microsoft Word 2007 以降のバージョン）

「.xlsx」（同 Excel 2007 以降のバージョン）

「.pptx」（同 PowerPoint 2007 以降のバージョン）

他の拡張子の電子ファイル（「.doc」、「.xls」、「.ppt」、「.pdf」等）は、提出しようとしても提出できません。（エラーメッセージが表示されます。）

各発注機関が入札公告、指名通知等を発する際は、提供する様式等を上記の拡張子のものとしていますので、それを御利用ください。

上記の取扱は平成29年6月26日（月）からです。

それまでの間は、各発注機関が提供する様式が上記の拡張子でないこともあります。

問合せ先：電子入札ヘルプデスク

電話；048-830-2263（受付；平日の8時30分～17時15分）

電子メール；a5770-07@pref.saitama.lg.jp

社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します (埼玉県建設工事標準請負契約約款の改正)

1 内容

- (1) 埼玉県発注の建設工事においては、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します。
- (2) 受注者は、社会保険等未加入建設業者であっても以下に該当する場合において、下請負人とすることが認められます。
- ① 一次下請企業
工事施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合。
ただし、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加する必要があります。
 - ② 二次以下の下請企業
工事施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合。
または、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加する場合。
- (3) 下請負人が社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し、以下の措置を行う場合があります。
- ①入札参加停止
 - ②工事成績評定の減点
- ※ 社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。

○埼玉県建設工事標準請負契約約款において以下の条項を改正

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人として認めることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人が次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

2 実施時期

契約締結日が平成30年4月1日以降の当初契約から適用します。

問い合わせ先：埼玉県総務部入札課
電話番号：048-830-2734

お 知 ら せ

入札参加者の皆様へ

中間前金払と部分払の選択について

この工事では、落札業者の方に、中間前金払と部分払のいずれか希望するものを契約締結時に選択していただくことになっておりますので、落札者となった場合には、契約締結までに別紙 1－1 の用紙に必要事項を記載の上、契約担当者に提出してください。

契約締結時に、中間前金払を選択した場合には部分払の請求はできません。（ただし、債務負担行為又は継続費に係る工事や年度を繰り越す工事などの場合は除きます。）また、部分払を選択した場合には中間前金払の請求はできません。

ただし、契約締結後に中間前金払と部分払の選択の変更を申し出ることができます。

なお、中間前金払と部分払の選択の変更が行われる場合は、変更の申し出に伴う契約変更をした後に支払いが行われます。

【参考：中間前金払制度とは】

前金払の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をした者で次の要件に該当した場合には、請負代金額の 10 分の 2 の範囲内で前払金を追加して支払う制度です。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。（出来高が 50 % 以上であること）

様式第 1 号

年 月 日

(あて先)
発注者

住所
受注者
氏名 印

中間前金払と部分払の選択について

下記の工事については、 $\left(\begin{array}{c} \text{中 間 前 金 払} \\ \text{部 分 払} \end{array} \right)$ を選択します。

記

1 工 事 名

2 請負代金額 円

3 契約年月日 年 月 日

4 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

注) 1 契約締結前に中間前金払か部分払かどちらか一方を選択してください。
2 契約締結後に当初の選択を変更することは可能です。ただし、既に中間前金払又は部分払を行った後の変更はできません。

資本関係又は人的関係がある者（同族企業）等の入札参加制限に係る要件を改正します

資本関係又は人的関係がある者（同族企業）同士の同一入札、設計業務等の受託者又は受託者と同族企業にある者の対象工事への入札の参加を制限する運用について、会社法等改正に伴い、資本関係、人的関係の要件を改正します。

1 資本関係

要件：次のいずれかに該当する場合

- ・子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
- ・親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条（抜粋）
三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
イ 子会社
ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
イ 親会社
ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの
会社法施行規則 第2条第3項（抜粋）
三 二 会社等 会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。
会社法施行規則 第3条第2項（抜粋）
2 法第2条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 その他

要件：その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ・組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- ・1、2と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

改正する基準等

- 1 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得
- 2 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得
- 3 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準
- 4 資本関係又は人的関係がある者同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準
- 5 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準

2 人的関係

要件：次のいずれかに該当する場合

- ・一方の会社等の役員（以下の者）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げる者に準ずる者

- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という）を現に兼ねている場合

- ・一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

4 適用日

平成31年4月1日以降の公告又は指名通知するものから適用します。

問い合わせ先：埼玉県総務部入札課

電話：048-830-2734

電子入札システムの 「設計図書等に関する質問」に関するお願い

電子入札における「設計図書等に関する質問」において、
適正な入札執行を行うため、質問に当たっては以下の点にご留意ください。

I

質問は 電子入札システム上の「入札説明書・案件内容に
対する質問内容」欄に直接入力することを基本としてください。

II

質問に当たっては、電子ファイルをシステムに添付する方
法も可能です。この場合、発注者が様式を添付している場合
は、添付の電子ファイルを使用してください。

III

質問には、特定の企業名や個人名を記入しないでください。

お 知 ら せ



工事等関係書類における押印の見直しについて

1 目的

行政手続の電子化を見据えた全庁的な取組として押印の見直しを行っており、この一環として契約約款等で規定する工事等関係書類について、押印の廃止を行うものです。

2 押印を廃止する書類

事業者が提出する工事等関係書類のうち押印の必要がないと判断したもの詳しくは埼玉県ホームページで確認してください。

- ・入 札 課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>

- ・建設管理課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/shigoto/kensetsugyo/doboku/reki/index.html>

3 施行日

令和3年1月4日以降に提出する工事等関係書類から適用します。

4 その他

条例、規則等の改正が必要な工事等関係書類については、今回は対象外とし、別途検討していきます。

問合せ先

入 札 契 約 制 度 : 埼 玉 県 総 務 部 入 札 課 TEL048 - 830 - 2734

電 子 入 札 運 用 基 準 : 埼 玉 県 総 務 部 入 札 審 査 課 TEL048 - 830 - 5770

共通仕様書、総合評価等 : 埼玉県県土整備部建設管理課 TEL048 - 830 - 5201



埼玉県

お知らせ

埼玉県建設工事等最低制限価格制度 及び 埼玉県建設工事低入札価格調査制度の改正について

令和4年4月1日以降に入札公告、指名通知を行うものから適用

■ 最低制限価格について

改定前

① 直接工事費	×	97%
② 共通仮設費	×	90%
③ 現場管理費	×	90%
④ 一般管理費	×	55%
①～④の合計額	×	1.1

【設定範囲】 75%～92%

改定後

① 直接工事費	×	97%
② 共通仮設費	×	90%
③ 現場管理費	×	90%
④ 一般管理費	×	68%
①～④の合計額	×	1.1

【設定範囲】 75%～92%

■ 調査基準価格について

改定前

① 直接工事費	×	97%
② 共通仮設費	×	90%
③ 現場管理費	×	90%
④ 一般管理費	×	55%
①～④の合計額	×	1.1

【設定範囲】 75%～92%

改定後

① 直接工事費	×	97%
② 共通仮設費	×	90%
③ 現場管理費	×	90%
④ 一般管理費	×	68%
①～④の合計額	×	1.1

【設定範囲】 75%～92%

【お問い合わせ先】

総務部 契約局 入札課 企画・公共調達改革担当
電 話 048-830-2734・2723
E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp



お知らせ

令和4年4月から一般管理費等率を改定します

土木工事標準積算基準書（共通編）（令和3年10月）に定める一般管理費等率を令和4年4月より改定します。

現 行			一般管理費等率 一部抜粋	
500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え		
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 59.4977$	7.47%		

↓

改 定				
500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え		
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 56.92101$	9.74%		

Cp : 工事原価(円)
※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

【参考】

発注案件における工事仕様書の「経費適用年月」が、「令和04年04月」以降なら、改定後の経費です。

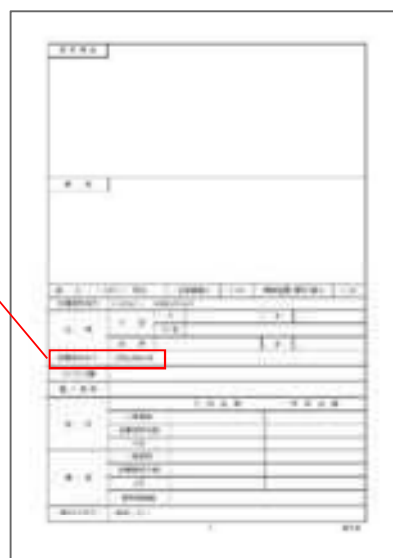
経費適用年月	令和04年04月
--------	----------

※積算に用いる設計単価・歩掛等の適用時期については、「土木工事の積算に用いる設計単価等の取扱いについて」を参照してください。



【問合せ先】

県土整備部 建設管理課 土木積算・建設IT担当
TEL : 048-830-5196





現場代理人及び現場責任者の 常駐規定の緩和について

令和 7 年 2 月 1 日から改正します。

概 要

1 常駐規定の緩和の拡大

建設業法の改正（現場技術者の専任の合理化）に併せて、専任特例 1 号により監理技術者等の兼務が認められた工事についても、現場代理人等の常駐規定を緩和することができることとしました。

2 現場代理人等の兼務件数の拡大

監理技術者等の専任を要しない工事及び業務委託のみで現場代理人等を兼務する場合は 3 件まで兼務できることとしました。

3 現場代理人と営業所技術者等との兼務要件を規定

監理技術者等と営業所技術者等との兼務が認められた工事については、現場代理人等の常駐規定を緩和することができることとし、現場代理人と営業所技術者等との兼務ができる場合を規定しました。

4 現場代理人等と他の工事の監理技術者等又は連絡員との兼務要件を規定

常駐規定が緩和された工事等の現場代理人等と他の工事の監理技術者等又は専任特例 1 号の適用により配置される連絡員との兼務ができる場合を規定しました。

適用日等

令和 7 年 2 月 1 日から適用します。

令和 7 年 1 月 31 日以前に公告等した工事等は従前のとおりとしますが、発注者が認めた場合は適用できるものとします。

※詳細は、埼玉県 HP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）を御確認ください。

埼玉県総務部入札課（TEL：048-830-2723、2734）

(令和6年2月1日適用版)

現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について

1 常駐規定を緩和できる場合

埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条に基づく現場代理人及び埼玉県標準委託契約約款第8条に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）は、請負契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の（1）又は（2）に該当する工事又は委託（以下「工事等」という。）については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和できるものとする。

ただし、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事及び建設業法（以下「法」という。）第26条第3項ただし書きに該当する工事を除く。

（1）実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ウ 工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- オ 土木施設維持管理業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間
- カ 建設工事に係る調査・測量業務であって、現場調査または現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間

（2）一定の条件を満たす工事等（常駐を緩和する工事等）

次のいずれかに該当する工事等については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- ア 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（法第26条第3項に該当しない工事）
- イ 主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」により主任技術者の兼務が認められた工事
- ウ 建設工事に係る調査・測量業務委託または土木施設維持管理業務委託

2 現場代理人等が兼務できる場合

常駐規定の緩和に伴い、他の工事等の現場代理人等との兼務が可能となるが、現場代理人等が兼務できる場合は、次の（１）から（３）を全て満たす場合とする。

ただし、１（２）イについては、同一の主任技術者が兼務している工事において兼務する場合に限る。

（１）兼務できる工事等の数について

２件までとする。

（２）兼務できる工事等の現場間の距離等について

ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 「常駐を緩和する工事等」同士の兼務については、次のいずれかを満たすこと。

- ① 同一県土整備事務所管内及びその県土整備事務所に隣接する市町村内
- ② 「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

（３）国又は地方公共団体が発注する工事等（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）

3 入札公告等への明示

（１）常駐規定を緩和する期間の明示

「常駐を要しない期間」については、契約締結後、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示することとする。

（２）常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

１（２）により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示することとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式１が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

4 兼務する場合の手続き

兼務する工事等の発注者が埼玉県以外の場合は、受注者から様式１を提出させ、兼務する工事等の発注者の承諾を得たことを確認することとする。

また、現場代理人等の兼務を認める場合は、受注者から様式２を提出させるものとする。

5 現場代理人等の休暇等について

現場代理人等が休暇*¹等により現場を不在にする場合は、その取扱いを以下のとおりとする。

(1) 休暇を取得する期間が7日（閉所日含む。）以下の場合

現場代理人等に代わって、代役を設置するものとする。

代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締り*²を行うものとし、埼玉県建設工事標準請負契約約款第10条第2項に定めるその他の権限は行使できないものとする。

また、業務の現場責任者の代役は、現場責任者に代わり、現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督するものとする。

なお、休暇等を取得する期間が1日未満（閉所日を除く）であり、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置を要しないものとする。

(2) 休暇を取得する期間が連続して7日（閉所日含む。）を超える場合

現場代理人等を交代するものとする。

(3) 研修への参加、関係機関との打ち合わせ等により現場を不在にする場合

現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人等との連絡体制が確保できない場合は、上記（1）、（2）と同様に取り扱うものとする。

(4) 現場代理人等の代役を設置する際の手続き

ア 代役を設置する場合は、あらかじめ発注者へ様式3を提出し、現場代理人等は、休暇初日の開庁時間までに総括監督員または監督員へ連絡するものとする。

イ 突発的な休暇等の場合は、受注者から総括監督員または監督員へ連絡するものとする。

(5) 代役の取扱い

ア 代役に対する常駐規定の緩和については、当該工事と同様とする。

イ 代役になれない者は、以下のとおりとする。

- ・ 埼玉県発注の常駐規定を緩和しない他工事等の現場代理人等
- ・ 埼玉県発注以外の他工事等の現場代理人等
- ・ 営業所の専任技術者（ただし、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合を除く。）

ウ 代役は、埼玉県発注工事又は業務における現場代理人等の兼務の件数に算入しない。また、コリンズ、テクリスへの登録を要しない。

エ 代役としての従事経験は、埼玉県の入札契約における入札参加資格や総合評価方式等における従事経験として認めない。

(用語の定義)

- * 1 : 休暇とは、法定休暇（年次休暇、生理休暇、妊娠休暇、通院休暇、産前産後休業、子の看護休暇、介護休暇、出生子育て休業、育児休業等で労働基準法等の各法律で定められた休暇）及び法定外休暇（慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇など企業が独自に定めた休暇）をいう。
- * 2 : 運営、取締りとは、工事現場に関する全ての管理行為（労務管理、工程管理、安全管理等）の他、工事現場の風紀の維持等をいう。

附 則

- 1 令和6年2月1日以降の契約から適用する。
- 2 令和3年7月13日付け入第383号「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について（通知）」は、令和6年1月31日付けで廃止する。
- 3 契約中の工事等については、受発注者間で協議の上、発注者が認めた場合は、当該通知日以降、適用できるものとする。

様式 1

現場代理人／現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
工 事（委託）名	
工 事（委託）箇所	
契 約 金 額	
現 場 代 理 人 （現場責任者） 氏 名	
上記（工事／委託）は、（現場代理人／現場責任者）の常駐規定を緩和して兼務を認める工事であるか否か伺います。 令和 年 月 日 会 社 名 代表者名	

上記（工事／委託）は、（現場代理人／現場責任者）については、 ・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務する（工事／委託）の内容及び連絡先を報告してください。 ・ 兼務は認めません。 令和 年 月 日 発注機関の長

様式 2

現場代理人／現場責任者の兼務届 （発注機関の長） あて		
工 事（委 託） 名		
工 事（委 託） 箇 所		
現 場 代 理 人 （現場責任者）	氏 名	
	資 格	
現場代理人（現場責任者） の 連 絡 先		（緊急時連絡先）
		（上記以外の連絡先）
上記（工事／委託）の（現場代理人／現場責任者）は、下記（工事／委託）の（現場代理人／現場責任者／主任技術者〔専任・非専任〕）と兼務します。 また、発注者が求めた場合には、現場に速やかに向かう等の対応を行います。 令和 年 月 日 受注者 住 所 氏 名		
兼 務 工 事 （ 委 託 ） の 概 要	工 事（ 委 託 ） 名	
	工 事（ 委 託 ） 箇 所	
	発 注 機 関 名	
	連 絡 先	

注） 現場代理人（現場責任者）の工事（委託）について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は現場代理人／現場責任者の常駐規定緩和に係る照会兼回答書、主任技術者の専任緩和に係る照会兼回答書など）を添付すること。

様式 3

現場代理人等の休暇等に伴う代役について（通知）

年 月 日

発注機関の長 様

受注者

下記 1 工事（委託）の現場代理人等が休暇等で現場を不在にする場合、下記 2 の者を代役とするので通知します。

記

- 1 現場代理人等氏名
工 事 （ 委 託 ） 名
工 期

- 2 代 役 の 氏 名
代役の携帯電話番号

代役が現場代理人等として配置されている工事（委託）

発注者	工事（委託）名	工事（委託）場所	請負金額 （千円）	工期	職名
<記載例> ●●県土整備 事務所	舗装指定修繕工事 （●●工区）	●●市 ●●地内	●, ●●● 千円	令和●年●●月●●日 から 令和●年●●月●●日 まで	現場代理人 （兼） 主任技術者

注 1）常駐規定が緩和されていない工事に従事している場合は、代役になれません。

注 2）代役を複数人配置する場合は、追加記載すること。